

処分の概要	自治功労者の待遇の廃止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町表彰条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第4号

【根拠条文】

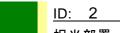
(自治功労者の待遇の廃止)

第8条 自治功労者が禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合(刑の執行を猶予された場合を除く。) は、前2条に規定する待遇を廃止し、自治功労者名簿から削除する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	自治功労者の待遇の停止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町表彰条例 第9条
例 規 番 号	平成18年 条例第4号

【根拠条文】

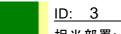
(自治功労者の待遇の停止)

第9条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に規定する期間中、第6 条及び第7条の待遇を停止する。

- (1) 町税その他の課金について滞納処分をされた場合 その滞納処分期間中
- (2) 公民権を停止された場合 その確定した日から復権の確定した日まで
- (3) 禁錮(こ)以上の刑を受け、その執行を猶予された場合 その猶予期間中

[基	進	1
	æ	_	_

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	 月	日	



処分の概要	名誉町民の待遇の廃止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町表彰条例 第14条
例 規 番 号	平成18年 条例第4号

【根拠条文】

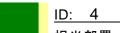
(名誉町民の待遇の廃止)

第14条 名誉町民が禁錮(こ)以上の刑に処された場合(刑の執行を猶予された場合を除く。)は、前2条に規定する待遇を廃止し、名誉町民名簿から消除する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	模範町民表彰者の待遇の廃止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町表彰条例 第22条
例 規 番 号	平成18年 条例第4号

___ 【根拠条文】

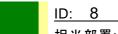
(模範町民表彰者の待遇の廃止)

第22条 模範町民表彰者が禁錮(こ)以上の刑に処された場合(刑の執行を猶予された場合を除 く。)は、前条の待遇を廃止し、模範町民表彰台帳から削除する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	退去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町役場庁舎管理規則 第6条
例規番号	平成18年 規則第3号

【根拠条文】

(庁舎内への立入禁止及び退去命令)

第6条 町長又は当直員は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係者に対し、庁舎内に入ることを禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 凶器その他危険物を携帯する者があるとき。
- (2) 旗、のぼり、宣伝板等をもって庁舎内に立ち入り、又は集団にて構内の秩序を妨げるおそれがあるとき。
- (3) 著しく庁舎内の通行を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 職員に面会を強要する行為
- (5) 第2条から前条までの規定による許可を受けず、又は許可の事実と異なった行為をしたとき。
- (6) 公務執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【基準】

供去

用つ			
	_		

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町野田川駅舎条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成18年 規則第141号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第5条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。
- (1) 利用者が前条第3項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備	考

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	閲覧及び視聴の中止命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町情報公開条例施行規則 第6条
例規番号	平成18年 規則第10号

【根拠条文】

(行政文書の閲覧等の中止)

第6条 町長は、行政文書の閲覧又は視聴をするものが、当該閲覧又は視聴に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町個人情報保護条例 第32条第5項
例 規 番 号	平成18年 条例第12号

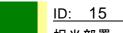
【根拠条文】

- 第32条 実施機関職員等又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 前2項の規定は、町外において当該規定と同じ罪を犯した者にも適用する。
- 5 詐欺その他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【基準】

備	考
備	考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	閲覧及び視聴の中止命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町個人情報保護条例施行規則 第7条
例規番号	平成18年 規則第11号

【根拠条文】

(保有個人情報の閲覧等の中止)

第7条 町長は、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が、当該閲覧又は視聴に係る行政文書を 汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有 個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	加入料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第12条
例 規 番 号	平成18年 条例第14号

【根拠条文】

(加入料の徴収)

第12条 施設の運営に対し、加入者1人につき1万円の加入料を徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

※ただし、当分の間、加入料は免除とする。

与謝野町有線テレビ放送等施設条例

(施設の設置)

- 第10条 本部施設、受信点施設、送信施設及び保安器等から音声告知機までの宅内配線は、町が設置する。ただし、送信施設の一部については、実費負担とする。
- 2 ONUから受像機まで及びONUから端末機器までの宅内配線は、加入しようとする者が負担し、設置する。
- 3 インターネット接続等のサービスを利用するために必要な端末機器、ソフトウェア等は、サービスを受けようとする者が負担し、設置する。
- 4 施設設置後において、加入者の都合により、送受信設備に係る電柱及び路線を移転又は変更する場合の経費は、電柱の移転費を除き加入者負担とする。

附則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

- 2 略
- 3 平成23年度以降において施設に新規加入する者(過去に施設を脱退したことのない世帯の者に限る。)には、当分の間、第10条第1項に規定する送信施設の一部(標準工事費の範囲内に限る。)の実費負担及び第12条に規定する加入料を免除する。

備考

当分の間、免除。附則による。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第14条
例 規 番 号	平成18年 条例第14号

【根拠条文】

(手数料)

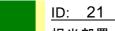
第14条 手数料は、次に掲げる区分により徴収する。

- (1) ONUの接続再開手数料 1件につき1,000円
- (2) 加入プラン又は利用区分の変更手数料 1件につき500円
- (3) インターネット接続等の内容変更手数料 1件につき500円
- (4) グローバルIPアドレス割当サービスの初期設定手数料 1件につき3,000円

【基準】

/#	ᆇ
1100	~
ини	~

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	加入の承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第16条
例 規 番 号	平成18年 条例第14号

【根拠条文】

(利用の停止等)

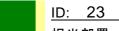
第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の停止又は加入の承認を取り消すことができる。

- (1) 加入者がこの条例に違反したとき。
- (2) 放送を故意に妨害したとき。
- (3) 施設を故意に損傷したとき。
- (4) その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

ľ	其	淮	1
L	坐	ᆍ	4

備	考

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町有線テレビスタジオ等設備の利用に関する規則 第6条
例規番号	平成23年 規則第7号

【根拠条文】

(利用の取消し)

第6条 利用者がこの規則に違反した場合、町長(その委任を受けた者を含む。)は、直ちに利用 許可を取り消すとともに、スタジオ等の利用中止を求めることができる。

【基準】

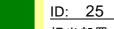
根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

/#	
1100	~
ини	~

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	分担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町移動通信用施設条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成22年 条例第3号

【根拠条文】

(分担金)

第6条 町長は、移動通信用施設の建設に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の 規定に基づき分担金を徴収する。

- 2 分担金は、使用する事業者から徴収する。
- 3 分担金の額は、移動通信用施設の建設に要する補助対象経費のうち、国及び府から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内で、町長が別に定める。
- 4 分担金は、移動通信用施設建設を行う年度内において、一括して徴収するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

分担金の聴取は、平成22年度に一括徴収しているため、今後において分担金は発生しない。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名根 拠条項	与謝野町移動通信用施設条例施行規則 第11条第1項
例 規 番 号	平成22年 規則第4号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

- 第11条 町長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は移動通信用施設の管理 上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又 は当該許可を取り消すことができる。
- (1) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- 2 前項の措置によって許可事業者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

【基準】

備老

, and						ļ
	T-1-0- F-0- F-00 F	自 松本王左□□	F	п		
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
		•				

処分の概要	利用料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町営バス運行事業に関する条例 第5条第3項
例規番号	平成20年 条例第21号

【根拠条文】

(利用料金の額及び納入)

第5条 町営バスの利用料金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通利用料金 利用の都度納入する利用料金
- (2) 回数乗車券利用料金 普通利用料金の納入に代えて回数乗車券により利用する場合の利用料金
- 2 町営バスの利用料金の額は、別表のとおりとする。
- 3 町営バスを利用する者は、前項の利用料金を次により納入しなければならない。
- (1) 普通利用料金 町営バスの利用の際に車内で現金により納入するものとする。
- (2) 回数乗車券利用料金 回数乗車券の購入により納入するものとする。

【基準】

1	≖	ᆇ
1	lш	Æ
1	/m	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 関係課

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町手数料条例 第1条
例規番号	平成18年 条例第60号

【根拠条文】

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務 について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

【基準】

第2条及び第4条の規定による。

(徴収事項及び金額)

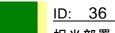
第2条 手数料を徴収する事項及び金額は、別表のとおりとする。

2 前項の各事項について、2以上の事項を一括して1通を申請する場合は、各事項ごとにこれを 1件とし、同一事項を2以上申請する場合は、各1通ごとに1件とする。

(徴収の時期等)

- 第4条 手数料は、第2条第1項に規定する事項についての申請又は交付の際、申請者から徴収する。
- 2 手数料は、その納付後において申請事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 関係課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町手数料条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第60号

【根拠条文】

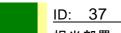
(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた 金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



担当部署: 会計室 出納係

処分の概要	要 督促手数料の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例 第2条	
例規番号	平成18年 条例第61号	

【根拠条文】

(督促手数料)

第2条 税外収入金の徴収について督促状を発した場合は、督促手数料として1通につき100円を 徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

担当部署: 会計室 出納係

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例 第3条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第61号

【根拠条文】

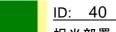
(延滞金)

- 第3条 前条の督促状を発した場合は、その税外収入金に対し、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、与謝野町税条例(平成18年与謝野町条例第57号)の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収しなければならない。この場合において、その金額が1,000円未満であるとき又は納期限の延長をした場合における延長した期間に対応する延滞金については、これを徴収しない。
- 2 町長は、納付者が滞納したことについてやむを得ない事由があると認めた場合は、前項の延 滞金を減免することができる。

【基準】

|--|

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 会計室 出納係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例 第6条
例規番号	平成18年 条例第61号

【根拠条文】

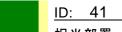
(過料)

- 第6条 詐欺その他不正の行為により、税外収入金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の過料に処する。
- 2 前項の行為以外の行為により、税外収入金の徴収を免れた者又は前項の行為をさせた者については、5万円以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町行政財産使用料条例 第2条第1項
例規番号	平成22年 条例第10号

【根拠条文】

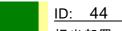
(使用料)

- 第2条 行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定めるところにより算定した使用料を納入しなければならない。ただし、町長が同表によることが適当でないと特に認めた場合は、その都度町長が定める額とする。
- 2 使用者は、町長が発行する納入通知書により指定された期限までに使用料を納入しなければならない。
- 3 使用料は、一括して納入するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、 分割して納入することができる。

【基準】

備考				

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町行政財産使用料条例 第6条
例 規 番 号	平成22年 条例第10号

【根拠条文】

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍 に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	指定の取消し等
	与謝野町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 第7条第1項 (第12条において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第64号

【根拠条文】

(指定の取消し等)

- 第7条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき 事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指 定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 第4条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても町長は、その賠償の責めを負わない。

【基準】

/#	ᆇ
1100	~
ини	~

ID: 46

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第95号

【根拠条文】

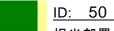
(過料)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条の規定に違反した者
- (2) 第3条の規定に違反して、利用を中止しない者又は利用する者

【基準】

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	退園命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立幼稚園規則 第14条
例 規 番 号	平成18年 教育委員会規則第23号

【根拠条文】

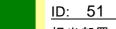
(登園停止等)

第14条 前条の保育料の納付を怠ったものに対しては、登園停止又は退園を命ずることがある。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立幼稚園保育料条例 第2条第1項
例規番号	平成18年 条例第97号

【根拠条文】

(保育料)

第2条 保育料は、園児1人につき年額8万4,000円とし、毎月額7,000円を分納するものとする。 2 月の中途で入園した園児の保育料は、当該月及び翌月以降毎月7,000円ずつ分納するものと し、園児が月の中途で退園したときは、翌月以降の分納額は、納付を要しない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



ID: 53

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	退園命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立幼稚園保育料条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第97号

【根拠条文】

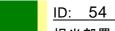
(退園)

第5条 保育料の納付を怠った者に対しては、退園を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立公民館条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第102号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 公民館の施設の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



ID: 57

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立公民館条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第102号

【根拠条文】

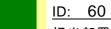
(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立公民館利用規則 第6条第1項
例規番号	平成18年 教育委員会規則第33号

【根拠条文】

(利用許可の取消し又は利用の停止)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 利用許可後において第4条第2項の規定に該当するとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により、利用者において損害を生ずることがあっても町は、その賠償の責めを負わない。

【基準】

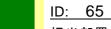
根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

严	ᆓ
11⊞	4
ит	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第104号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、利用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、当該利用者に生ずる損害については、その責任を負わない。
- (1) 第8条の規定に基づく利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わなかったとき。
- (3) 施設の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他公益上支障があると認めるとき。

【基準】

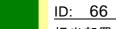
根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

MID . 7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第12条第1項
例規番号	平成18年 条例第104号

【根拠条文】

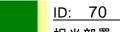
(使用料)

第12条 利用者は、施設を利用しようとするときは、別表の使用料を納付しなければならない。 2 前項に定める使用料は、利用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、教育 委員会が特に認める場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	退場命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第19条
例規番号	平成18年 条例第104号

【根拠条文】

(入場の禁止等)

- 第19条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しく は退場を命じ、又はその他の必要な措置を採ることができる。
- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) その他管理運営上必要な指示に従わない者

【基準】

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	利用の取消し
例 規 名根 拠条項	与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則 第6条
例規番号	平成18年 教育委員会規則第36号

【根拠条文】

(利用の取消し)

第6条 利用団体がこの規定に違反した場合、教育委員会は直ちに利用許可を取り消すとともに、講習用パソコンの返却を求めることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 73

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入室料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立三河内郷土資料室条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第105号

【根拠条文】

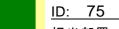
(入室料)

第5条 資料室の利用者は、別表に定める入室料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	退館命令等
例 規 名 根 拠 条 項	加悦椿文化資料館条例 第4条
例 規 番 号	平成18年 条例第106号

【根拠条文】

(入館の制限等)

第4条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

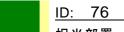
- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

【基準】

備考

根拠条文に同じ。

1713 - 3						
	T					
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	日	日	
		東京久文十万日		71	П	



処分の概要	入館料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立江山文庫条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第107号

【根拠条文】

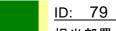
(入館料)

第4条 文庫に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立江山文庫条例 第7条第1項
例規番号	平成18年 条例第107号

【根拠条文】

(使用料)

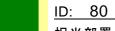
第7条 研修室等を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、利用後に納めることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	退去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立江山文庫条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第107号

【根拠条文】

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

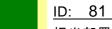
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

【基準】

備考

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立江山文庫条例 第9条
例 規 番 号	平成18年 条例第107号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用を停止し、又は 許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

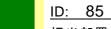
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立若者センター条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第108号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、 又は退去を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 管理上特に教育委員会が必要と認めたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

備	考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立若者センター条例 第6条
例 規 番 号	平成18年 条例第108号

【根拠条文】

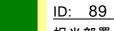
(使用料)

第6条 センターの施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立若者センター条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第108号

【根拠条文】

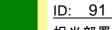
(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立三河内山の家条例 第5条第1項及び第2項
例規番号	平成18年 条例第109号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 前条の利用の許可を受けた者は、1回につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

- 2 本町に住所を有する者又は町内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が利用 する場合は、前項の使用料の2倍の額を納付しなければならない。
- 3 使用料は、利用の許可を受けると同時に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考			

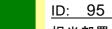
最終変更年月日

年

月

日

平成 25 年 6 月 28 日



処分の概要	承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立体育施設条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第110号

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。
- (1) 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が第3条の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によって利用できなくなったとき。
- (4) その他管理上やむを得ない理由があると認めるとき。

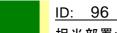
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	備	考
ı	ıп	٠,

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立体育施設条例 第6条
例規番号	平成18年 条例第110号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 体育施設の利用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町 長が特に認めるときは、この限りではない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第4条第1項
例規番号	平成18年 条例第111号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第4条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 利用許可後において前条第2項の規定に該当するとき。
- (3) 管理上特に教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 前項において損害を生ずることがあっても、町はその損害の責めを負わない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第111号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 松風庵の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第111号

【根拠条文】

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第112号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

第4条 校長は、学校施設の利用を許可した場合において、学校施設本来の用途に利用すべき事態が生じたとき、又は利用許可の条件に違反したときは、利用を停止させ、若しくはこれを変更させ、又は許可を取り消すものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第112号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 利用者は、別表第1に定める使用料を指定した期日までに納付しなくてはならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	要 町指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町文化財保護条例 第17条第3項(第36条及び第39条において準用する場合を含む。)	
例 規 番 号	平成18年 条例第113号	

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

- 第17条 町指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする 者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措 置として行う場合その他別に定める場合は、この限りではない。
- 2 前項の許可には、文化財を保護するために必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を受けたものが前項の許可条件に従わなかったときは、許可に 係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことが できる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	
設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 最終変更年月日 年 月	日

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第114号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

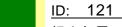
- 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は徐却その他の違反を是正するために必要な措置を採ることを命ずることができる。
- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の発注主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を採ることを命じようとする ときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について 聴聞を行わなくてはならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

橅	去
加	有

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第115号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、 又は退去を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 管理上特に教育委員会が必要と認めたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

備	考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	使用料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第6条
例規番号	平成18年 条例第115号

【根拠条文】

(使用料等)

第6条 伝習センターの施設の使用料及び入館料(以下「使用料等」という。)は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第11条
例 規 番 号	平成18年 条例第115号

【根拠条文】

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入園入館料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立古墳公園条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第116号

【根拠条文】

(入園入館料)

第4条 公園に入園入館しようとする者は、別表第1に定める入園入館料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立古墳公園条例 第6条
例 規 番 号	平成18年 条例第116号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 前条の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	退去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立古墳公園条例 第7条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第116号

【根拠条文】

(入園及び入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園若しくは入館を拒否し、又 は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

	備考						
設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 最終変更年月日 年 月 日	設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	<u></u> 年	 月	 =	



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立古墳公園条例 第8条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第116号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、いろりの館及び古代住居の利用 を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入館料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	旧尾藤家住宅条例 第4条
例 規 番 号	平成18年 条例第117号

【根拠条文】

(入館料)

第4条 住宅に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	旧尾藤家住宅条例 第6条
例 規 番 号	平成18年 条例第117号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 前条の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	退去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	旧尾藤家住宅条例 第7条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第117号

【根拠条文】

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

【基準】

備考

根拠条文に同じ。

I/HI '	<i>J</i>						
設力	定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	目	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					



担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	許可の取消し等			
例 規 名 根 拠 条 項	旧尾藤家住宅条例 第8条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)			
例 規 番 号	平成18年 条例第117号			

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奥座敷2階及び新座敷の利用を 停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	≖	ᆇ
1	lш	Æ
1	m	7



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第119号

【根拠条文】

(使用料)

第4条 センターの施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、福祉団体が利用する場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	過料
例 規 名根 拠条項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例 第9条
例規番号	平成18年 条例第119号

【根拠条文】

(過料)

第9条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた 金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	利用許可の取消し等	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例施行規則 第5条	
例 規 番 号	平成18年 規則第48号	

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可の取消し又は退去を命ずることができる。
- (1) 利用者が許可の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 管理上やむを得ない理由があると認めるとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

備	考
	-

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝ふれあいセンター条例 第5条ただし書
例規番号	平成18年 条例第120号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 センターの使用料は、無料とする。ただし、設置目的外及び公共的以外の目的に利用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	入浴料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝ふれあいセンター条例 第6条本文
例規番号	平成18年 条例第120号

【根拠条文】

(入浴料)

第6条 センターの浴場を利用するものは、入浴料として1人1回200円を納付しなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝ふれあいセンター条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第120号

【根拠条文】

(過料)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して利用した者
- 2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考										
	_									

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立算所会館条例 第6条第1項
例規番号	平成18年 条例第121号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規定又は利用の条件に違反したとき。
- (2) その他管理上町長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の措置により利用者に損害が生ずることがあっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	備	考
ı	ıп	٠,

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立算所会館条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成18年 条例第121号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。ただし、第1条の設置の目的以外に利用する場合には、別表に定める使用料を納入しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	. 月	日



ID: 157

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立算所会館条例 第13条
例 規 番 号	平成18年 条例第121号

【根拠条文】

(過料)

第13条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月	日	
-------------------------------	---------	-----	---	--

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町男山地区共同集会所条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成18年 規則第143号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

第5条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条第3項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。
- 条 利用者が、故意又は重大な過失によって施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名根 拠条項	与謝野町幾地コミュニティ広場条例 第7条(第9条第2項において読み替える場合 を含む。)
例規番号	平成18年 条例第123号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第7条 利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の許可条件に違反したとき。
- (3) その他町長の指示に従わなかったとき。

【基準】

根拠条文、与謝野町幾地コミュニティ広場条例施行規則第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(利用許可の取消し等)

- 第4条 町長は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとする。
- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 町長の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他町長が広場の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の利用の許可を取り消し、又は変更等によって生じた損害は補償しない。ただし、前項 第4号の場合は、この限りでない。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町学童保育所条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第127号

【根拠条文】

(保育料)

第5条 保育料は、規則で定める。

【基準】

与謝野町学童保育所条例施行規則第6条の規定による。

(保育料)

第6条 条例第5条に規定する保育料は、児童1人につき月額3,000円(延長保育に係る保育料を除く。)とする。ただし、8月分については、児童1人につき月額6,000円とする。

- 2 前項の保育料のほか、教材費、食材費、おやつ代その他特別活動費等は、実費徴収する。
- 3 延長保育に係る保育料は、児童1人につき次に掲げるとおりとする。
- (1) 早朝部分(午前7時45分から午前8時まで)は無料
- (2) 夕方部分(午後6時から午後6時30分まで)は月額500円

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

ID: 167

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	決定の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町学童保育所条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成18年 規則第59号

【根拠条文】

(決定の取消し)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条による事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 詐欺の申請又はその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他町長が事業の利用を継続することが困難であると認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	利用の休止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町学童保育所条例施行規則 第8条
例 規 番 号	平成18年 規則第59号

【根拠条文】

(利用の休止)

第8条 学童保育を利用する者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用を休止させることができる。

- (1) 感染症疾患等があり、活動上支障があると認められるとき。
- (2) 正当な理由なく第6条に規定する保育料を納入しないとき。
- (3) その他利用を休止することが適当と認められるとき。

【基準】

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

ID: 170

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町児童館条例 第13条
例 規 番 号	平成18年 条例第128号

【根拠条文】

(過料)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定に違反して利用を中止しない者又は利用する者

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 商工観光課 労働雇用対策係

処分の概要	利用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝母と子どものセンター条例 第12条(第6条第2項において読み替える場合を 含む。)
例規番号	平成18年 条例第129号

【根拠条文】

(利用許可の取消し)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことがある。 この場合、利用者において損害が生じても町長は、その責めに任じない。

- (1) 利用者が虚偽の記載又は申立てをしたとき。
- (2) 第5条各号の事由が発生したとき。
- (3) 利用料金を納付しないとき。
- (4) 第10条の規定に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月	日	
-------------------------------	---------	-----	---	--



担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	損害賠償との調整による返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成19年 条例第25号

【根拠条文】

(損害賠償との調整)

第8条 町長は、対象者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子育て支援医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	不正利得の返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成19年 条例第25号

【根拠条文】

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によって、この条例による子育て支援医療費の支給を受けた者があるときは、町長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	損害賠償との調整による返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例 第11条
例 規 番 号	平成18年 条例第133号

【根拠条文】

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、受給者が傷病に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、支給すべき福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	不正利得の返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例 第12条
例規番号	平成18年 条例第133号

【根拠条文】

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の手段によって、この条例による福祉医療費の支給を受けた者があるときは、町長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

<u>ID: 186</u>

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	身元保証の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町母子家庭児童等身元保証条例 第9条
例 規 番 号	平成18年 条例第134号

【根拠条文】

(保証の取消し)

第9条 母子家庭児童等が次の各号のいずれかに該当する場合は、身元保証を取り消すものとする。

- (1) 素質又は能力が不充分で就労の見込みがないとき。
- (2) 身元保証を不正に利用しようとしたとき。
- (3) その他身元保証を要しなくなったとき。

【基準】

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 189

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	野田川老人憩の家条例 第6条ただし書
例規番号	平成18年 条例第135号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。ただし、憩の家の設置目的外に利用する場合は、別表に定める 使用料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	野田川老人憩の家条例施行規則 第3条第1項
例 規 番 号	平成18年 規則第69号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第3条 町長は、既に許可した憩の家の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、その利用の許可を取り消し、又は利用日時及び方法を変更若しくは制限することが できる。
- (1) 使用料を納付しないとき(使用料の免除を受けた場合を除く。)。
- (2) 利用の許可を受けた者以外の者が利用するとき。
- (3) 許可を受けた利用の目的以外に利用するとき。
- (4) 公用又は管理上特に必要があるとき。
- (5) その他条例及びこの規則に違反し、利用に関して不都合な行為があると認めるとき。
- 2 前項の許可の取消し又は変更等によって生じた損害は、補償しない。ただし、前項第4号による場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町介護予防等拠点施設条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成18年 規則第142号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第5条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。
- (1) 利用者が前条第3項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	損害賠償との調整による返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第138号

【根拠条文】

(損害賠償との調整)

第8条 町長は、第2条に規定する者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額に相当する金額を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	不正利得の返還
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成18年 条例第138号

【根拠条文】

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によって、この条例による老人医療費の支給を受けた者があると きは、町長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させる ことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 国保·医療係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町国民健康保険条例 第11条から第13条まで
例 規 番 号	平成18年 条例第140号

【根拠条文】

- 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を した場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応 じない場合は、10万円以下の過料に処する。
- 第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。
- 第13条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた 者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

【基準】

設定年月日

根拠条文及び第14条の規定による。

第14条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。

平成 25 年 6 月 28 日

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の 日から起算して10日以上を経過した日とする。

備考	

最終変更年月日

年

月

日

担当部署: 保健課 国保·医療係

処分の概要	使用料及び手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立国民健康保険診療所条例 第6条
例 規 番 号	平成18年 条例第141号

【根拠条文】

(使用料及び手数料)

- 第6条 診療所で診察、治療、処置、手術、その他の手当を受け、又は診断書、処方箋その他証明書類の交付を受けた者に対しては、次に定める使用料又は手数料を徴収する。
- (1) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号。以下「健康保険法告示」という。)に定めのあるものについては、健康保険法告示に基づいて、健康保険法告示別表第1医科診療報酬点数表又は健康保険法告示別表第2歯科診療報酬点数表により算定する費用の額に相当する額
- (2) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号。以下「老人保健法告示」という。)に定めのあるものについては、老人保健法告示に基づいて、老人保健法告示別表第1老人医科診療報酬点数表又は老人保健法告示別表第2老人歯科診療報酬点数表により算定する費用の額に相当する額
- (3) 診断書及びその他の証明書類の手数料
- ア 普通診断書
- (ア) レントゲンの写真撮影を伴うもの 1通につき 2,000円
- (イ) その他のもの 1通につき 1,000円
- イ 特別診断書 身体障害者の診断書 1通につき 2,000円
- ウ 死亡診断書 1通につき 1,000円
- エ 銃砲刀剣類等所持許可申請診断書 1通につき 2,000円
- オ その他の証明書類 1通につき 500円
- 2 前項第3号のものを同時に2通以上要する場合の手数料は、最も高額な1通のほかは、すべて その半額とする。
- 3 健康保険法(大正11年法律第70号)又は老人保健法(昭和57年法律第80号)若しくはその他法令 に基づく証明書及び意見書は、手数料を徴収しない。
- 4 往診及び患者輸送のため、診療所の公用車を使用した場合は、その実費を徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 最終変更年月日 年 月 日	設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年		日
--------------------------------------------------------------	-------	------------------	---------	---	--	---

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町介護保険条例 第12条
例規番号	平成18年 条例第142号

【根拠条文】

(保険料の督促手数料)

第12条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町介護保険条例 第13条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第142号

【根拠条文】

(延滞金)

- 第13条 保険料の納付義務者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を納付することを要しない。
- 2 前項の規定により延滞金の額を算定する場合において、その乗ずる割合は閏年の日を含む期間についても、納期限の翌日から納付の日までの期間の365日に対する割合をもって計算するものとする。

【基準】

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町介護保険条例 第26条及び第27条
例 規 番 号	平成18年 条例第142号

【根拠条文】

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず(同条第2項の規定によりその第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。)又は虚偽の届出をした者
- (2) 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条 第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求 められてこれに応じない者
- (3) 法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、正当な理由がなく、これに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第27条 偽りその他不正の行為により、保険料その他法及びこの条例の規定による徴収金(法第 150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し
	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録 に関する規則 第12条
例 規 番 号	平成25年 規則第12号

【根拠条文】

(基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し)

- 第12条 基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の 登録を取り消されることがあるものとする。
- (1) 基準該当居宅サービス等事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準条例若しくは介護予防サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス等事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準条例若しくは介護予防サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス等事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅サービス等事業者が、居宅サービス基準条例又は介護予防サービス基準条例 に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準 該当居宅サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス費等又は特例特定入所者介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅サービス等事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し
	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録 に関する規則 第13条
例規番号	平成25年 規則第12号

【根拠条文】

(基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し)

- 第13条 基準該当居宅介護支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。
- (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援事業者が、第11条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第11条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町後期高齢者医療条例 第5条
例 規 番 号	平成20年 条例第1号

【根拠条文】

(保険料の督促手数料)

第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町後期高齢者医療条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成20年 条例第1号

【根拠条文】

(延滞金)

- 第6条 保険料の納付義務者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後に当該納期に係る保険料を納付するときは、当該納付金額に、与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例(平成18年与謝野町条例第61号)の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。
- 2 町長は、保険料の納付義務者の申請がある場合で、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

【基準】

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

担当部署: 保健課 国保·医療係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町後期高齢者医療条例 第8条及び第9条
例 規 番 号	平成20年 条例第1号

【根拠条文】

第8条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第9条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文及び第10条の規定による。

第10条 前2条の過料の額は、その情状により、町長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入告知書に指定すべき納期限は、その発布の 日から起算して10日以上を経過した日とする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 保健課 保健係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第143号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係

【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28	最終変更年月日	年	月	日
---------------------------------	---------	---	---	---

ID: 224-02

担当部署: 加悦地域振興課 行政係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第6条第1項
例規番号	平成18年 条例第143号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

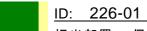
根拠条文に同じ。

備考

【共通担当部署】保健課 保健係

【共通担当部署】保健課 保健係

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 保健課 保健係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例施行規則 第4条
例規番号	平成18年 規則第82号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第4条 改善センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれ かに該当する場合は、その許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 応急修理等管理上やむを得ない理由があるとき。
- (3) その他特に必要があると認めるとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備考

【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係

【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日



ID: 226-02

担当部署: 加悦地域振興課 行政係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名根 拠条項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例施行規則 第4条
例規番号	平成18年 規則第82号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第4条 改善センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれ かに該当する場合は、その許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 応急修理等管理上やむを得ない理由があるとき。
- (3) その他特に必要があると認めるとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備考

【共通担当部署】保健課 保健係

【共通担当部署】保健課 保健係

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月 日	
-----------------------------------	---------	---	-----	--

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物の処理手数料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第19条第1項から第3項まで
例 規 番 号	平成18年 条例第144号

【根拠条文】

(一般廃棄物の処理手数料等)

- 第19条 町が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合に徴収する手数料は、別表に定める 額とする。
- 2 町の区域外の市町のし尿を処理した場合の手数料は、前項に定める使用料の額を勘案して、 町長が当該市町長と協議して定めた額とする。
- 3 浄化槽清掃業者による浄化槽汚泥を処理した場合の使用料は、町長が当該浄化槽清掃業者と協議して定めた額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

【基準】

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物処理業の申請手数料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第21条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第144号

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業の申請手数料等)

- 第21条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業更新許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (8) 許可証の再交付手数料 1件につき 3,000円
- 2 前項の既納の手数料は、還付しない。

【基準】

備考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

ID: 230

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	告示産業廃棄物の処分費用の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第22条第1項
例規番号	平成18年 条例第144号

【根拠条文】

(告示産業廃棄物の処分費用)

第22条 町が告示産業廃棄物の処分を行う場合には、別表に定める費用を徴収する。

2 第19条第4項の規定は、前項に定める費用の徴収について準用する。

【基準】

/#	ᆇ
1100	~
ини	~

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立加悦奥グラウンドゴルフ場条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成18年 規則第139号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第5条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。
- (1) 利用者が前条第3項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---



担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町火葬場条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第148号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 火葬場の利用の許可を受けた者は、その許可を受けたときにおいて、直ちに別表に定め る使用料を前納しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町火葬場条例施行規則 第4条
例 規 番 号	平成24年 規則第7号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第4条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去 を命ずることができる。
- (1) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町霊きゅう自動車使用条例 第3条第1項
例規番号	平成18年 条例第149号

【根拠条文】

(使用料)

- 第3条 霊きゅう車の基本使用料は、1回につき4,000円とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を加算する。
- (1) 走行キロ程が10キロメートルを超えるとき 1キロメートルまでを増すごとに200円
- (2) 運行に要した時間(待ち時間を含む。)が1時間30分を超えるとき 30分までを増すごとに 320円
- (3) 坂路又は悪路(ただし、近畿運輸局長が指定した場合に限る。)又は午後10時から午前5時までの間を運行した場合 基本使用料の3割増
- 2 使用料は、前納する。ただし、使用後において精算するものとし、納付した使用料に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

【基準】

/#	
11⊞	Æ
ᄪ	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	勧告履行命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町のまちを美しくする条例 第12条第2項
例 規 番 号	平成18年 条例第150号

【根拠条文】

(指導、勧告及び命令)

- 第12条 町長は、この条例の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、指導又は勧告するものとする。
- **2** 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、その 勧告に従うよう命ずるものとする。

【基準】

/#	
11⊞	Æ
ᄪ	7

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月	日	
-------------------------------	---------	-----	---	--

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	撤去命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例 第8条第1項
例規番号	平成18年 条例第151号

【根拠条文】

(撤去命令)

- 第8条 町長は、前条に規定する調査の結果、放置自動車等の所有者等が判明したときは、当該 所有者等に対し、期間を定めて当該自動車等の撤去を命ずることができる。
- 2 前項の期間は、2週間とする。
- 3 町長は、第1項に規定する命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき 者にその理由を通知しなければならない。

【基準】

/#	ᆇ
1100	~
ини	~

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	費用の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例 第13条
例 規 番 号	平成18年 条例第151号

【根拠条文】

(費用の徴収)

- 第13条 町長は、前条の規定により廃物の処分等を行ったときは、当該所有者等に対し、当該 処分等に要した費用を請求することができる。
- 2 町長は、廃物の処分等を行った後に、当該所有者が判明したときは、その者に対し、当該処分等に要した費用を請求することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 農林課 林業·水産係

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝コミュニティーセンター条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第153号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用 を制限し、又は中止させることができる。
- (1) 利用の許可を受けた者が、この条例、この条例に基づく規則又は管理者の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により利用ができなくなったとき。
- (4) その他町長がやむを得ないと認めたとき。

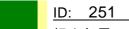
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

備	考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝集落環境施設条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第154号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 集落環境施設を利用する場合は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝集落環境施設条例 第9条
例規番号	平成18年 条例第154号

【根拠条文】

(過料)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反し、町長の指示に従わない者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して利用した者

【基準】

備考

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	利用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝集落環境施設条例施行規則 第7条
例 規 番 号	平成18年 規則第88号

【根拠条文】

(利用許可の取消し)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が虚偽の記載又は申立てをしたとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	萹	考

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町石川農業構造改善センター条例 第12条
例規番号	平成18年 条例第155号

【根拠条文】

(過料)

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	利用承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町石川農業構造改善センター条例施行規則 第3条
例規番号	平成18年 規則第89号

【根拠条文】

(利用承認の取消し等)

- 第3条 町長は、前条第1項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとする。
- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 町長の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他町長がセンターの管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の利用承認の取消し、変更等によって生じた損害は補償しない。ただし、前項第4号の 場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農村女性の家条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第156号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規定又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 管理上特に町長が必要と認めたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	備	考
ı	ıп	٠,

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農村女性の家条例 第6条
例 規 番 号	平成18年 条例第156号

【根拠条文】

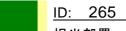
(使用料)

第6条 女性の家の施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	. 月	日



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農村女性の家条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第156号

【根拠条文】

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町食と健康の拠点施設条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第157号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第7条 利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の許可条件に違反したとき。
- (3) この条例に違反したとき。

【基準】

根拠条文、与謝野町食と健康の拠点施設条例施行規則第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(利用許可の取消し等)

- 第4条 町長は、前条に規定する利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとする。
- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 町長の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他町長が施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の利用許可の取消し、変更等によって生じた損害は補償しない。ただし、前項第4号の 場合は、この限りでない。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	在	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	---	--

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町大豆・米乾燥調製施設条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第159号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第7条 利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の許可条件に違反したとき。
- (3) この条例に違反したとき。

【基準】

根拠条文、与謝野町大豆・米乾燥調製施設条例施行規則第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9 条の規定による。

(利用許可の取消し等)

- 第4条 町長は、前条に規定する利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとする。
- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 町長の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他町長が施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の利用許可の取消し、変更等によって生じた損害は補償しない。ただし、前項第4号の 場合は、この限りでない。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-----------------------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	分担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町土地改良事業等分担金徴収条例 第2条
例 規 番 号	平成18年 条例第165号

【根拠条文】

(分担金徴収の範囲)

第2条 前条の分担金は、当該土地改良事業等の施行によって、特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。

【基準】

第3条から第5条まで、与謝野町土地改良事業等分担金徴収条例施行規則第5条及び第7条の規定 による。

(分担金の額)

- 第3条 前条の分担金の額は、次に定める額とする。ただし、町長が公益その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 災害復旧事業を除く土地改良事業等
- ア 国及び府の補助事業に係るもの 事業費の100分の20以内で町長が定める額
- イ 町単費事業に係るもの 事業費の100分の30以内で町長が定める額
- (2) 災害復旧事業
- ア 国及び府の補助事業に係るもの 事業費から国及び府の補助金を控除した額の100分の50 以内で町長が定める額
- イ 町単費事業に係るもの 事業費の100分の40以内で町長が定める額

(分担金の賦課基準等)

第4条 分担金の賦課の基準及び受益者の範囲並びにその徴収の時期及び方法は、町長が別に定める。

(特定の事業についての分担金の特例)

第5条 町長が指定する町営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定による当該町営土地改良事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合においては、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき同法第3条に規定する資格を有するものから徴収する賦課の額は、町が府から交付を受けた補助金の額及び町が負担した費用の合計額に相当するものを、前条に規定する分担金の賦課基準により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

(受益者の範囲)

第5条 条例第4条に規定する受益者の範囲は、別表のとおりとする。

(受益者ごとの分担金の額)

<i>附</i>	デーカハロ への歩い ハ	\ Ln \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	なる 小 サ 本 米 ぁ	++-/=) = L	マガル	レフ亚光	±. ∽` 1
	ごとの分担金の額は、分			施行によ	つて安け	丁る安益	有こと
の受益の度合	・(面積)にあん分して定と	めるものと	する。				
2 前項の規定	こよって、受益者ごとの	分担金の額	顔を定めること	が適当で	ないと記	忍められ	る場合
においては、	当該事業の受益代表者	からの申出	はにより、受益	者全員の	同意に』	こって定	めた額
を受益者ごと	の分担金の額とするこ	とができる					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
「八扣 △海巾々	:例に係る運用(内規)」 k	ァトフ					
「万担金锹収养	[別に依る連用(円別]](こその。					
/# *							
備考							
設定年月日	平成 25 年 6 月 28	8 日 1	長終変更年月日		年	月	日



ID: 282

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	指定の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町企業誘致条例 第10条
例 規 番 号	平成18年 条例第167号

【根拠条文】

(指定の取消し等)

- 第10条 町長は、奨励事業所等の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 奨励事業所等の指定を取り消し、又は奨励措置を停止するものとする。
- (1) 奨励事業所等を当該事業以外の用途に供したとき(ただし、町長の許可を得て、事業転換又は新分野への進出を図る場合を除く。)。
- (2) 事業を休止したとき、又は廃止したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 町税の納付を怠ったとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正行為により奨励事業所等の指定を受けたとき。
- (6) この条例又は規則に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び第11条の規定による。

(奨励事業所等の復活)

第11条 前条第1号から第4号までの理由により、奨励事業所等の取消し又は停止を受けたものがその日から起算して30日以内にその理由を排除したときは、町長は、当該処分を取り消し、 奨励措置を継続することができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町キャンプ場条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第168号

【根拠条文】

(利用の停止等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の利用を停止し、又は許可 を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

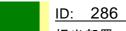
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町織物技能訓練センター条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第169号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



ID: 289

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町織物技能訓練センター条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第169号

【根拠条文】

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

ID: 290

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町織物技能訓練センター条例施行規則 第4条第1項
例規番号	平成18年 規則第92号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第4条 町長は、既に許可したセンターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又は利用日時を変更若しくは制限させるものとする。
- (1) 使用料を納付しないとき(使用料の免除を受けた場合を除く。)。
- (2) 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)以外のものが利用するとき。
- (3) 許可を受けた利用の目的以外に利用するとき。
- (4) 公用又は管理上特に必要があるとき。
- (5) その他条例及びこの規則に違反し、不都合な行為があると認めるとき。
- 2 前項の許可の取消し又は変更等によって生じた損害は、補償しない。ただし、前項第4号の 場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町染色センター条例 第4条
例規番号	平成18年 条例第170号

【根拠条文】

(使用料)

第4条 センターの施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 294

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町染色センター条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第170号

【根拠条文】

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた 金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



ID: 296

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町染色センター条例施行規則 第4条
例 規 番 号	平成18年 規則第93号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設又は附帯設備の利用許可を取り消し、又は中止をさせることができる。
- (1) 公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が、次条の遵守事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可条件に違反したとき。
- (4) 係員の指示に従わなかったとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

担当部署: 農林課 林業·水産係

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	加悦木工加工施設条例施行規則 第5条
例規番号	平成18年 規則第140号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第5条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、利用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。
- (1) 利用者が前条第3項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	備	考
ı	ıп	٠,

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	加悦双峰公園条例 第5条
例 規 番 号	平成18年 条例第176号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	加悦双峰公園条例 第7条
例規番号	平成18年 条例第176号

【根拠条文】

(許可の取消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、公園の施設の利用を停止し、 又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

ID: 309

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	野田川森林公園条例 第7条(第9条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第177号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第7条 利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の許可条件に違反したとき。
- (3) 係員の指示に従わなかったとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	大内峠一字観公園条例 第6条第1項(第13条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第178号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第6条 第4条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれ かに該当するときは、町長は、その利用許可を取り消し、又は停止することができる。
- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により、許可の取消し等を行った場合において、利用者が損害を受けることがあっても、町長は、これに対して賠償の責めを負わない。

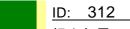
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	大内峠一字観公園条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第178号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 利用者は、公園の施設を利用しようとするときは別表第1、施設貸出備品を利用しようとするときは別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	旧加悦鉄道加悦駅舎条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第179号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 前項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、利用後に納めることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---



処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	旧加悦鉄道加悦駅舎条例 第7条(第10条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第179号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、展示室の利用を停止し、又は 許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

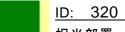
【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---



担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	クアハウス岩滝条例 第11条第1項(第7条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第181号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その利用許可を取り消し、又は停止することができる。
- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により、許可の取消し等を行った場合において、利用者が損害を受けることがあっても、町長は、これに対して賠償の責めを負わない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

借	老
꺠	歹

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	退館命令等
例 規 名根 拠条項	クアハウス岩滝条例施行規則 第6条第2項
例 規 番 号	平成18年 規則第99号

【根拠条文】

(遵守事項)

第6条 クアハウスの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 公衆衛生上、好ましくない行為はしないこと。
- (3) 入れ墨を入れていないこと、又は暴力団関係者でないこと。
- (4) 利用後は、機械器具備品を原状に回復すること。
- (5) 表示の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 許可を受けず、備え付けた備品等を移動しないこと。
- (8) その他町長が指示した事項
- 2 町長は、前項各号に掲げる事項を守らない者又はそのおそれのある者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

/++	+
烳	有

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	かや山の家条例施行規則 第4条第1項
例規番号	平成21年 規則第9号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第4条 町長は、前条に規定する利用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとする。
- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 町長の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他町長が施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の利用許可の取消し、変更等によって生じた損害は補償しない。ただし、前項第4号の 場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 商工観光課 労働雇用対策係

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町勤労者総合福祉センター条例施行規則 第4条
例規番号	平成18年 規則第100号

【根拠条文】

(利用許可の取消し及び中止)

- 第4条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用許可を取り 消し、又は中止を命ずることができる。
- (1) 虚偽の申請によって、利用の許可を受けたとき。
- (2) 許可の条件に反したとき。
- (3) その他特別の事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	F	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	---	--

処分の概要	分の概要 協定の認定の取消し	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例 第17条第5項	
例 規 番 号	平成18年 条例第183号	

【根拠条文】

(協定の認定)

- 第17条 協定を締結した者は、前条第2項に掲げる事項を記載した景観形成地区協定書(以下「協定書」という。)を作成し、その代表者は、協定書を町長に提出し、当該協定の認定を求めることができる。
- 2 町長は、協定書を審査し、その内容が町土の景観形成に寄与し、規則で定める要件に該当するものであると認めたときは、当該協定を認定することができる。
- 3 町長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 第2項の規定による認定を受けた協定を廃止し、又は変更するときは、当該協定締結の代表者は、その内容を町長に届け出なければならない。
- 5 町長は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき、又はその内容若しくは運用が町土の 景観形成を図る上において適正でなくなったと認めるときは、第2項の規定による認定を取り 消し、その旨を告示するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第7条
例規番号	平成25年 条例第11号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 第5条の規定によりグラウンド・ゴルフ場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を使用許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、町長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成25年 条例第11号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

- 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド・ゴルフ場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。
- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可に付した条件又は指示に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (5) その他管理上不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により、使用許可の取消し等を行った場合において、使用者が損害を受けること があっても、町長は、これに対して賠償の責めを負わない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	特別設備等の命令
例 規 名 根 拠 条 項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第12条第2項
例 規 番 号	平成25年 条例第11号

【根拠条文】

(特別設備等の制限)

- 第12条 使用者は、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、 あらかじめ町長の許可を受けなければならない。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をすることを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	退場命令等
例 規 名 根 拠 条 項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第14条
例 規 番 号	平成25年 条例第11号

【根拠条文】

(行為等の禁止)

- 第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、グラウンド・ゴルフ場への入場を拒み、又はグラウンド・ゴルフ場からの退場を命ずることができる。
- (1) 許可なくして物品の販売又は頒布、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はそれらのおそれのある物品や動物の類を携行すること。
- (4) 許可なくして所定の場所以外で喫煙し、又は飲食をし、若しくは火気を使用すること。
- (5) その他グラウンド・ゴルフ場の管理運営上支障があると認める者

【基準】

根拠条文に同じ。

/#	ᆓ
1100	~
ини	~

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	清算金の徴収
	与謝野町宮津都市計画事業石田土地区画整理事業の施行規程を定める条例 第26 条(第29条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第185号

【根拠条文】

(清算金の徴収又は交付の通知)

第26条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、その期限の30日前までに、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

【基準】

第24条、第25条及び第27条の規定による。

(清算金の算定)

- 第24条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の 総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額(従前の宅地について所有権以外の権 利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額)に乗じて得た額(以下「従前の権利 価額」という。)と当該換地の価額(換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権 又は所有権以外の権利の価額)との差額とする。
- 2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する 場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の相殺)

第25条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、交付すべき清算金が法第112条第1項の規定により供託する必要があるときは、当該交付清算金を除いて相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

- 第27条 施行者は、徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の額が1人につき5万円を超える場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は分付すべき期日の翌日から起算するものとする。
- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント以内とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。
- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限日から起算してそれぞれ6月又は1年を経過した日とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第1回の徴収し、 又は交付すべき金額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以 後に徴収し、又は交付すべき金額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額(当該額に100 円未満の端数があるときは、100円未満の額を切り捨てた額)にその回の利子を加えた金額と する。

- 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は毎回 の徴収又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付 を受ける者に通知する。
- 6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、施行者が必要と認めたときは、 交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 8 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算 金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 9 清算金を分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者は、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日



処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収
	与謝野町宮津都市計画事業石田土地区画整理事業の施行規程を定める条例 第28 条(第29条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第185号

【根拠条文】

(督促手数料及び延滞金)

第28条 前2条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、別に定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	原状回復の指示
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町都市下水路条例 第9条第2項
例 規 番 号	平成18年 条例第186号

【根拠条文】

(原状回復)

- 第9条 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用物件を除却し、都市下水路 を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不適当であると認 めた場合は、この限りでない。
- (1) 占用の期間が満了したとき。
- (2) 当該占用物件を設ける目的を廃止したとき。
- (3) 法第38条第1項又は第2項の規定により占用の許可を取り消されたとき。
- 2 町長は、占用者に対して、前項の規定による原状回復の場合又は原状回復が不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考	

最終変更年月日

年

月

日

平成 25 年 6 月 28 日

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町都市下水路条例 第14条
例 規 番 号	平成18年 条例第186号

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けないで同項に規定する行為をした者
- (2) 第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第8条第1項又は第3項の規定に違反して都市下水路を占用した者
- (4) 第9条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (5) 第11条第1号から第4号までの規定に違反した者

【基準】

根拠条文に同じ。

/#	_
11曲	Æ
ини	~

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	------------------	---------	---	---	---

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町都市公園条例 第11条(第16条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第187号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

- 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。
- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

【基準】

根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町都市公園条例 第12条(第16条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第187号

【根拠条文】

(使用料)

第12条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項若 しくは第7条第2項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならな い。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

ID: 348

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町都市公園条例 第18条
例 規 番 号	平成18年 条例第187号

【根拠条文】

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1 項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	占用物件の撤去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町道路占用規則 第9条
例規番号	平成18年 規則第106号

【根拠条文】

(占用物件の移転等)

第9条 町長は、必要がある場合は、占用物件の移転、改良又は撤去を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 建設課 土木係

処分の概要	の概要 分担金の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町急傾斜地対策事業費分担金徵収条例 第1条	
例規番号	平成18年 条例第189号	

【根拠条文】

(趣旨)

第1条 この条例は、京都府が施行し、与謝野町が事業費の一部を負担する急傾斜地対策事業(以下「事業」という。)について地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

【基準】

第2条及び第3条の規定による。

(被徴収者の範囲)

第2条 分担金の被徴収者は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内で、事業の実施により 利益を受ける者又はそれらの者の組織する団体とする。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、各年度における総事業費の100分の1とする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町準用河川占用料徴収条例 第7条
例 規 番 号	平成18年 条例第190号

【根拠条文】

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	占用料等の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町法定外公共物管理条例 第10条第1項	
例 規 番 号	平成18年 条例第191号	

【根拠条文】

(占用料等の徴収)

- 第10条 第5条の許可を受けた者からは、当該許可期間又は数量に応じて、別表に定めるところ に従って計算して得た額を徴収する。
- 2 占用料等は、次に掲げる納期限までに納入通知書により徴収する。
- (1) 当該許可のあった日の属する年度の占用料等は、当該許可のあった日から15日を経過した日
- (2) 当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、年度分ごとにそれぞれの年度の4月30日

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考		

最終変更年月日

日

月

年

平成 25 年 6 月 28 日

処分の概要	監督処分	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町法定外公共物管理条例 第18条	
例 規 番 号	平成18年 条例第191号	

【根拠条文】

(監督処分)

- 第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その 効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物の操作について必要な措置をすることを 命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該 工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること、若し くは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。
- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 占用等の許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対し前項に規定する処分をし、 又は措置を命ずることができる。
- (1) 国又は普通地方公共団体が法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が 生じた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町法定外公共物管理条例 第22条
例規番号	平成18年 条例第191号

【根拠条文】

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条又は第6条の規定に違反して占用等をした者
- (3) 第18条の規定による町長の命令に違反した者
- 2 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町営住宅条例 第17条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第192号

【根拠条文】

(家賃の納付)

- 第17条 町長は、入居者から第11条第3項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第25条第1項又は第30条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第35条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は町長が指定した日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間 が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第34条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

【基準】

根拠条文、第14条、第24条、第26条、第32条及び第33条の規定による。 (家賃の決定)

- 第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第24条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第29条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (収入超過者に対する家賃)
- 第24条 第22条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。
- 2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第26条 第22条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第24条 第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明渡した場 合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の 住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 町長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用 する。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第32条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第24条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第33条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第24条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

/#	ᆇ
11⊞	Æ
ит	7

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町営住宅条例 第37条
例規番号	平成18年 条例第192号

【根拠条文】

(使用料)

第37条 前条第1項の規定により許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。

【基準】

根拠条文及び与謝野町営住宅条例施行規則第29条の規定による。

(社会福祉法人等が使用する場合の使用料)

第29条 条例第37条の町長の定める額は、近傍同種の住宅の家賃とする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町営住宅条例 第38条
例規番号	平成18年 条例第192号

【根拠条文】

(使用許可の取消し)

第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第36条第1項に規定する許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人が第36条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町営住宅条例 第42条
例 規 番 号	平成18年 条例第192号

【根拠条文】

(過料)

第42条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を 免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円 を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町特定公共賃貸住宅条例 第18条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第193号

【根拠条文】

(家賃の納付)

- 第18条 町長は、入居者から第11条第1項の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日 (第29条第1項の規定により明渡しの請求があった場合において、入居者又は同居の親族が明 渡しの期日までに当該特定公共賃貸住宅の明渡しをしないときは、当該期日)までの間、家賃 を徴収する。
- 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は町長が指定した日)までにその月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が、新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合又は明け渡した場合において、その月の 使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、1月を30日として日割計算した額とする。
- 4 入居者が第28条第1項に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

【基準】

第15条及び第16条の規定による。

(家賃の決定及び変更)

- 第15条 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう町長が別に定めるものとする。
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。
- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅の家賃に比較して、均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の減額)

- 第16条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。
- 2 前項に規定する減額は、前条の規定により定められた家賃と町長が入居者の所得に応じて定める入居者の負担すべき額(以下「入居者負担額」という。)との差額を、当該家賃から控除することにより行うものとする。

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 最終変更年月日 年 月 日	設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	 月	日
--------------------------------------------------------------------	-------	------------------	---------	---	-------	---



処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町特定公共賃貸住宅条例 第32条
例 規 番 号	平成18年 条例第193号

【根拠条文】

第32条 入居者が詐欺その他不正の行為により家賃等の全部又は一部の徴収を免れたときは、 その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき は、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	修繕等の命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町港湾施設条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第194号

【根拠条文】

(施設使用者の管理上の責任)

- 第4条 港湾施設を使用する者が、港湾施設をき損又は汚損したときは、町長は、修繕、新調又は必要な施策を命ずることができる。
- 2 前項の規定により修繕、新調又は施策を命ぜられた者がその履行を怠り、又は履行するも充分でないと認められるときは、町長は、自ら執行し、又は第三者に執行させて、その費用を負担させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
	•		

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町港湾施設条例 第5条
例規番号	平成18年 条例第194号

【根拠条文】

(使用料の納付)

第5条 港湾施設を使用する者は、町長が指定する期日までに別表に定める使用料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町港湾施設条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第194号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は許可の全部若しくは一部を取り消し、その効力を停止し、又は使用場所の変更を命ずることがある。

- (1) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (2) 使用者が係員の指示に従わないとき。
- (3) 使用者が港湾施設を他人に転貸したとき。
- (4) その他港湾管理上必要と認めたとき。

【基準】

備考

設定年月日

根拠条文に同じ。

最終変更年月日

年

月

日

平成 25 年 6 月 28 日

ID: 384

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町港湾施設条例 第10条
例規番号	平成18年 条例第194号

【根拠条文】

(過料)

第10条 第3条の許可なく港湾施設を使用した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額 の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	加入負担金の徴収
	与謝野町給水条例 第7条(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第198号

【根拠条文】

(給水装置工事の費用負担)

- 第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することがある。
- 2 工事の申込者(新設又は改造に限る。)は、水道メーターの口径に応じ別表第1に定める加入負担金を工事の申込時に納付しなければならない。

【基準】

根拠条文及び準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。

(準用)

第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の 規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、 「町長」と読み替えるものとする。

Æ	
加用	75

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	水道料金の徴収
例 規 名根 拠条項	与謝野町給水条例 第24条(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第198号

【根拠条文】

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

【基準】

根拠条文、第25条、第26条及び準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。 (料金)

第25条 料金は、別表第2に定める金額の合計額とする。

2 別表第2の料金は、一時的に給水の制限又は停止及び断水を行った場合でも変更しないものとする。

(料金の算定)

第26条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、前月の定例日より増加した数量をその点検した日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(準用)

第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の 規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、 「町長」と読み替えるものとする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

ID: 389

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	手数料の徴収
	与謝野町給水条例 第31条(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第198号

【根拠条文】

(手数料)

- 第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、 管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。
- (1) 完成検査手数料は、1件につき次のとおりとする。
- ア 新設又は全面改造工事 1,000円
- イ その他の工事 500円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円
- (3) 給水装置の開栓・閉栓手数料 1件につき500円

【基準】

根拠条文及び準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。

(準用)

第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の 規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、 「町長」と読み替えるものとする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	過料
	与謝野町給水条例 第40条及び第41条(与謝野町簡易水道給水条例第4条において 準用し読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年 条例第198号

【根拠条文】

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文及び準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。

(準用)

第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の 規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、 「町長」と読み替えるものとする。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	指定の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町指定給水装置工事事業者規程 第7条
例規番号	平成18年 水道事業管理規程第13号

【根拠条文】

(指定の取消し)

第7条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定給水 装置工事事業者指定取消(停止)通知書(様式第6号)により第3条第1項の指定を取り消すことが できる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第16条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	指定の停止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町指定給水装置工事事業者規程 第8条
例 規 番 号	平成18年 水道事業管理規程第13号

【根拠条文】

(指定の停止)

第8条 前条各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



ID: 398

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	改善命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(改善命令)

第8条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	排水管理責任者の変更命令
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第13条第2項
例規番号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(排水管理責任者)

- 第13条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定める業務に従事する排水管理責任者 を選任し、遅滞なく町長に届け出なければならない。排水管理責任者を変更し、又は廃止し たときも、同様とする。
- 2 町長は、排水管理責任者がその業務を行うのに適していないと認めたときは、排水管理責任 者の変更を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第16条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第16条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から公共下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 使用料に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【基準】

根拠条文に同じ。

与謝野町公共下水道使用料条例による。

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

処分の概要	占用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第24条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(占用料)

第24条 町長は、占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。

2 前項の占用料の額及び徴収方法等については、与謝野町道路占用料徴収条例(平成18年与謝野町条例第188号)第2条から第5条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「町道」とあるのは「公共下水道の敷地又は施設」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	占用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第25条
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(占用許可の取消し等)

第25条 町長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 許可の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。
- (3) 公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情が生じたとき。

【基準】

備考						
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	撤去命令等
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第28条
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

___ 【根拠条文】

(無断占用に対する処理)

第28条 町長は、公共下水道の敷地又は施設を無断占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状に回復することを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第29条
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(手数料)

第29条 第7条第1項又は第2項に規定する検査を受けた者は、別表第1に定める手数料を町長に 納付しなければならない。

- 2 第6条第1項に規定する指定工事業者の登録等を受けようとする者は、別表第2に定める手数 料を町長に納付しなければならない。
- 3 前2項に定める以外に費用を必要とするときは、その実費を徴収するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考				

最終変更年月日

年

月

日

平成 25 年 6 月 28 日

ID: 407

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第31条及び第32条
例 規 番 号	平成18年 条例第201号

【根拠条文】

(過料)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者
- (2) 第6条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の設計又は工事を行った者
- (3) 第7条第1項又は第12条第2項の規定による届出を期間内に行わなかった者
- (4) 第7条第2項、第12条第1項若しくは第3項又は第15条の規定による届出を怠った者
- (5) 第10条第1項、第11条第1項又は第14条の規定に違反した者
- (6) 第21条の規定による許可を受けないで当該行為をした者
- (7) 第19条又は第24条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第25条の規定に違反した者
- (9) 第5条、第17条若しくは第21条の規定による申請書若しくは書類又は第7条第2項、第12条 第1項若しくは第3項又は第15条の規定による届出の書類で虚偽の記載のあるものを提出した 者

(料金を免れた者に対する過料)

第32条 偽りその他不正の行為により占用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	指定の取消し及び停止
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町排水設備指定工事業者に関する規則 第10条第1項及び第2項
例規番号	平成18年 規則第116号

【根拠条文】

(指定の取消し又は停止)

- 第10条 町長は、指定工事業者から前条第1項の届出を受けたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 2 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は 指定の効力を停止することができる。
- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が指定工事業者として不適当と認めたとき。
- 3 前2項の規定による指定の取消し又は停止によって生ずる損害については、町長は、その責めを負わない。

【基準】

備考	
----	--

設定年月日 平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日	
-------------------------------	---------	-------	--

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道使用料条例 第12条及び第13条
例 規 番 号	平成18年 条例第202号

【根拠条文】

(過料)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第2項の規定による申告書又は第9条の規定による資料で、虚偽の記載のあるものを提出した者
- (2) 第9条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (料金を免れた者に対する過料)
- 第13条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍 に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

1#	+
爄	有

設 定 年 月 日 平成 25	年 6 月 28 日 最終変更年月 日	年 月 日	
------------------------	----------------------------	-------	--

処分の概要	負担金及び分担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第203号

【根拠条文】

(負担金及び分担金の賦課及び徴収)

- 第6条 町長は、基準日現在における前条の告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、、第4条の規定により算出した負担金又は分担金の額を定め、これを賦課するものとする。
- 2 前項の負担金又は分担金の賦課は、基準日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、これをすることができない。
- 3 町長は、第1項の規定により負担金又は分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金又は分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金又は分担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。
- 5 負担金に係る滞納については都市計画法、分担金に係る滞納については地方自治法の例による。

【基準】

根拠条文、第2条、第4条及び与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則第2条の規定による。

(受益者)

- 第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人とすることができる。
- 2 町長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担金及び分担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金又は分担金の額は、当該受益者が次条の告示の日(以下「基準日」という。)現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により告示された区域内のものの面積に対し、1平方メートル当たり400円の割合で乗じて得た額とする。

(受益者の地積等)

- 第2条 条例第4条に規定する受益者負担金(以下「負担金」という。)及び同条に規定する受益者 分担金(以下「分担金」という。)の額の算定基準となる土地の地積は、固定資産税の課税地積 によるものとし、条例第2条第2項に規定する仮換地の指定が行われた土地については、当該 仮換地の地積とする。
- 2 前項の規定により難いと認められるとき、又は必要があると認められるときは、実測その他

	の方法	去に	よる	もの	とする	5.												
3	前 2	項の	規定	によ	り算り	定した	負担?	金又に	は分担	金の	額に	10円=	未満	の端数	数がま	あると	こきは、	、これを
	切り打	舎て	る。															
備	考																	
設	定年	F 月	日		平成	25 年	6月	28 日		最終	変更	年月日	I		年		月	日



処分の概要	徴収猶予の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成18年 条例第203号

【根拠条文】

(徴収猶予の取消し)

第8条 前条の規定により負担金又は分担金の徴収猶予を受けた受益者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき、又は 町長が必要と認めるときは、町長は、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金又は 分担金を一時に又は町長が適当と認める方法により徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	負担金及び分担金の繰上徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則 第10条 第1項
例規番号	平成18年 規則第118号

【根拠条文】

(負担金及び分担金の繰上徴収)

- 第10条 町長は、既に負担金又は分担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該負担金又は分担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限り、納期限を繰り上げて徴収することができる。
- (1) 受益者の財産について滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。
- (2) 受益者につき相続があった場合において相続人が限定承認をしたとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により負担金又は分担金の徴収を免れ、又は免れようとしたとき。
- 2 町長は、前項の規定による繰上徴収をするときは、その旨を公共下水道事業受益者負担金・ 分担金納期限変更通知書(様式第4号)により受益者に通知するものとする。

【基準】

備	考
ν m	7

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	分担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第204号

【根拠条文】

(分担金)

- 第11条 町長は、受益者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第224条の 規定に基づく受益者分担金(以下「分担金」という。)を徴収する。
- 2 町長は、供用開始の告示された日の属する年度の翌年度の当初に分担金を賦課しようとする 区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを告示しなければならない。
- 3 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が前項の告示の日(以下「基準日」という。)現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により告示された賦課対象区域内のものの面積に対し、1平方メートル当たり400円の割合で乗じて得た額とする。

【基準】

根拠条文、第12条及び与謝野町農業集落排水処理施設条例施行規則第11条の規定による。 (分担金の賦課及び徴収)

- 第12条 町長は、基準日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条第3項の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。
- 2 前項の分担金の賦課は、基準日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、これをすることができない。
- 3 町長は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及びその 納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 4 分担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。
- 5 分担金に係る滞納については、法の例による。

(受益者の地積)

- 第11条 条例第11条第3項に規定する受益者分担金(以下「分担金」という。)の額の算定基準となる土地の地積は、固定資産税の課税地積によるものとする。
- 2 前項の規定により難いと認められるとき、又は必要があると認められるときは、実測その他 の方法によるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定により算定した分担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	徴収猶予の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第14条
例 規 番 号	平成18年 条例第204号

【根拠条文】

(徴収猶予の取消し)

第14条 前条の規定により分担金の徴収猶予を受けた受益者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき、又は町長が必要と認めるときは、町長は、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る分担金を一時に又は町長が適当と認める方法により徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 6 月 28 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第17条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成18年 条例第204号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

- 第17条 町長は、排水処理施設の使用について、使用者から排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。
- 2 使用料は、町長の指定する金融機関への口座振替又は納入通知書により毎月徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用月の中途で使用を休止又は廃止したとき、その他町長が特に 必要と認めたときは、その都度使用料を徴収することができる。
- 4 使用料の額は、1使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第2に定めるところにより算定する。

【基準】

根拠条文、第18条、与謝野町農業集落排水処理施設条例施行規則第23条及び第24条の規定による。

(汚水量の認定)

- 第18条 前条第4項に規定する汚水量の認定は、次に定めるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合 水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合 使用の態様を勘案して町長が認定した使用水量とする。
- (3) 前2号を併用して使用した場合 合計した使用水量とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用水量が汚水量と著しく異なる使用者が、汚水量及びその算出 根拠を記載した申告書を町長に提出した場合は、町長は、その申告書の内容を審査して汚水 量を認定するものとする。
- 3 町長は、第1項第2号及び前項に定める汚水量の認定をするため必要があるときは、適当な場所に計測装置を設置することができる。
- 4 使用者は、前項の規定により設置された計測装置を相当の注意をもって管理しなければならない。
- 5 使用者の責めに帰すべき理由により計測装置を損傷させ、又は滅失させたときは、町長にそ の損害を賠償しなければならない。

(特別な場合における使用料の算定)

- 第23条 条例第17条第4項の使用料の算定において、使用月の中途で排水処理施設の使用を開始 し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における使用 料は、次により算定する。
- (1) 使用日数が15日未満のとき その月の基本料金は2分の1とする。ただし、当該月の使用水量が基本水量を超えた場合は、これを適用しない。
- (2) 使用日数が15日以上のとき その月の基本料金は全額とする。

(汚水量の認定等)

第24条 条例第18条第1項第2号に規定する水道水以外の汚水量の認定は、次に定めるところに

よる。

設定年月日

- (1) 条例第18条第3項による計測装置が設置されている場合 当該計測装置により計量された 使用水量をもって汚水量とする。ただし、計測装置の故障等により計測不能の場合には、従前の使用実績等により認定する。
- (2) 計測装置が設置されていない場合で、水道水以外の水を家事に専用したとき 1世帯1人1 使用月につき10立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加算した量をもって汚水量とする。
- (3) 前号の水道水以外の水が水道水と併用されている場合 前号により算出した量の2分の1を もって水道水以外の汚水量とする。ただし、これにより算出した量と水道の使用水量を合計 した汚水量が前号により算出した量に満たないときは、前号により算出した量をもって汚水 量とする。
- (4) 前3号以外の場合 使用者の世帯人員、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状況その他の状況を勘案して汚水量を認定する。
- 2 使用者は、前項第2号から第4号までに規定する世帯人員その他の認定事項に異動が生じたときは、直ちに汚水量認定事項異動届(様式第20号)により町長に届け出なければならない。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定により認定した汚水量は、別に計算しない限り毎使用月同量とみなし、使用月の中途において前項の届出があったときは、当該届出のあった日の属する月の翌使用月からその汚水量を変更するものとする。
- 4 条例第18条第2項の規定による申告は、汚水量認定申告書(様式第21号)によるものとする。
- 5 町長は、第1項第2号から第4号までの規定若しくは前項の申告により汚水量を認定したとき、 又は第2項の異動を認めたときは、汚水量認定通知書(様式第22号)により使用者に通知するも のとする。

1佣 右		

平成 25 年 6 月 28 日

最終変更年月日

年

月

日

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第24条
例 規 番 号	平成18年 条例第204号

【根拠条文】

(手数料)

第24条 第9条第1項に規定する検査を受けた者は、別表第3に定める手数料を町長に納付しなければならない。

2 前項に定める以外に費用を必要とするときは、その実費を徴収するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

ID: 428

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第26条及び第27条
例規番号	平成18年 条例第204号

【根拠条文】

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は同条第2項の規定に違反した者
- (2) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の設計及び工事を行った者
- (4) 第9条第1項の規定による届出を期間内に行わなかった者
- (5) 第9条第3項又は第22条の規定による指示に従わなかった者
- (6) 第10条の規定による届出を怠った者
- (7) 第7条の規定による申請書若しくは書類、第10条の規定による届出の書類、第18条第2項の 規定による申告書又は第20条の規定による資料で虚偽の記載のあるものを提出した者
- (8) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (料金を免れた者に対する過料)

第27条 偽りその他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

עי מוע	備	考
--------	---	---

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	分担金の繰上徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例施行規則 第17条第1項	
例規番号	平成18年 規則第119号	

【根拠条文】

(分担金の繰上徴収)

- 第17条 町長は、既に分担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該分担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限り、納期限を繰り上げて徴収することができる。
- (1) 受益者の財産について滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。
- (2) 受益者につき相続があった場合において相続人が限定承認をしたとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により分担金の徴収を免れ、又は免れようとしたとき。
- 2 町長は、前項の規定による繰上徴収をするときは、その旨を農業集落排水事業受益者分担金 納期限変更通知書(様式第10号)により受益者に通知するものとする。

【基準】

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	夜間照明施設の使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第8条
例規番号	平成18年 条例第112号

【根拠条文】

(夜間照明施設の利用)

第8条 屋外運動場の夜間照明施設の利用期間は、原則として4月1日から10月31日までの間とし、利用時間及び使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、利用期間及び利用時間を変更することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	改修等の命令及び許可の取消し(車両広告に係る事務を除く。)
例 規 名 根 拠 条 項	京都府屋外広告物条例 第16条第1項
例 規 番 号	昭和28年 京都府条例第30号

【根拠条文】

(違反に対する措置)

- 第16条 広告物又は掲出物件が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、責任者に対し、 これらの表示若しくは設置の停止を命じ、若しくは5日以上の期限を定め、改修、移転、除却 等の措置を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- (1) 良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づいてなされた処分に違反したとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。
- 2 法第7条第2項の規定により掲出物件を除却しようとするときは、知事は、少なくとも5日以上の期限を定めて同項ただし書に規定する公告をしなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考	考	

最終変更年月日

年

月

日

平成 25 年 4 月 1 日

処分の概要	勧告に係る命令
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第47条第4項
例規番号	平成7年 京都府条例第33号

【根拠条文】

(改善命令等)

- 第47条 知事は、特定工場の設置者が、当該特定工場において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、施設の構造若しくは配置若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用の停止を命じることができる。
- (1) 規制基準を超えてばい煙、粉じん又は汚水を排出し、発生させ、又は飛散させているとき。
- (2) 第35条第1項の規定に違反して汚水を地下に浸透させているとき。
- 2 知事は、特定施設(騒音、振動又は悪臭に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。) を有する工場又は事業場の設置者が、当該工場又は事業場において、前項第1号又は第2号に 掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造、 配置若しくは使用の方法若しくは公害防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の停止を命 じることができる。
- 3 前2項の規定は、第37条又は第40条第1項の規定による届出をした者については、当該工場が特定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から6月間は、適用しない。ただし、その者が第38条又は第41条第1項の規定による変更の届出をした場合において、当該届出が受理された日から60日(第43条第2項の規定により期間の短縮をしたときは、その期間)を経過したときは、この限りでない。
- 4 知事は、第42条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設(騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。次項において同じ。)を設置しているとき又は前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。
- 5 前項の規定は、第40条第2項の規定による届出をした者については、当該施設が特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第41条第2項の規定による変更の届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

【基準】

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
----------------------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	勧告に係る命令(第56条第2項の規定に違反する者に対するものを除く。)
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第60条第2項
例規番号	平成7年 京都府条例第33号

【根拠条文】

(停止命令等)

- 第60条 知事は、第56条、第57条第1項若しくは第2項又は第58条第1項の規定に違反する者に対し、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、緊急の必要があると認めるときは、第1項の措置を講じ るべきことを命じることができる。

【基準】

備考

17113		

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
----------------------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	措置命令(第56条第2項の規定に違反する者に対するものを除く。)	
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第60条第3項	
例規番号	平成7年 京都府条例第33号	

【根拠条文】

(停止命令等)

- 第60条 知事は、第56条、第57条第1項若しくは第2項又は第58条第1項の規定に違反する者に対し、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、緊急の必要があると認めるときは、第1項の措置を講じ るべきことを命じることができる。

【基準】

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年	最終変更年月日	年 月 日
--------------------------	----------------	-------

処分の概要	発行手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 第3条第1項
例規番号	平成15年 京都府条例第35号

【根拠条文】

(発行手数料)

- 第3条 法第3条第1項の規定による申請をした者は、同条第7項の規定により電子証明書の提供 を受ける際に、当該電子証明書の発行に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を現金で納 付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関(知事が法第34条第1項の規 定により認証事務を行わせることとした指定認証機関をいう。以下同じ。)に納付するものと する。
- 3 指定認証機関は、法第34条第4項の規定により、前項の規定により納付された発行手数料を その収入として収受するものとする。
- 4 発行手数料の額は、法第34条第1項の規定により指定認証機関が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用(以下「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用」という。)を基礎として、指定認証機関が定めるものとする。
- 5 指定認証機関は、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の増減を考慮し、 必要があると認めるときは、発行手数料の額の改定を行うものとする。
- 6 前2項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、発行手数料の額について知事の承認 を受けなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

- ・住基ネット
- 公的個人認証

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日 最終変更年月日 年	月	日	
---------------------------------------------------	---	---	--